附 帯 控 訴 状

令和元年5月20日

名古屋高等裁判所 民事第1部口係 御中

附带控訴人訴訟代理人弁護士 滝 田 誠 -

司 新海 聡

Ŧ

附带控訴人 内 田 隆

〒 489-0069 愛知県瀬戸市東松山町 9 1 番地 7

淹田法律事務所(送達場所)

附带控訴人訴訟代理人弁護士 滝 田 誠 一

電 話 0561-21-5007

FAX 0.561-21-5008

〒 444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子 3 8 - 1 f.a.s ビル 2 階

弁護士法人OFFICEシンカイ

附带控訴人訴訟代理人弁護士 新海 聡

〒 460-0001 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

附带被控訴人 愛知県知事

大 村 秀 章

愛知県議会議員政務活動費住民訴訟附帯控訴事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 19,500円

上記当事者間の御庁平成31年(行コ)第25号愛知県議会議員政務活動費 住民訴訟控訴事件について、被控訴人(附帯控訴人)は、原審が平成31年2 月28日言い渡した平成27年(行ウ)第130号愛知県議会議員政務活動費 住民訴訟事件の判決の控訴に附帯して下記のとおり控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 被告は、被告補助参加人に対し、263万9615円を支払うよう請求 せよ。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用のうち、補助参加人によって生じた費用については、これを4分し、その1を被告補助参加人の負担とし、その余を原告の負担とし、補助参加人によって生じた費用を除く訴訟費用については、これを4分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

第2 附帯控訴の趣旨

- 1 原判決中、第1審原告敗訴の部分を取り消す。
- 2 控訴人は、控訴人補助参加人に対し、968万0890円を支払うよう 請求せよ。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも控訴人の負担とする。

第3 附帯控訴の理由

1 原判決は、支出に対応する調査が現実に行われたことを前提として支出の当否を判断しているが、少なくとも、本件支出9,10,11,14,15,17,19,20,22,23,24,25,26の各支出については、調査報告書は後付で作成されたものであり、支出に対応する調査は現実には行われておらず、全額について不当利得返還債務があるというべきである。

これらの支出にかかる調査報告書の書式、字体が一致することについて、 原判決は、「補助参加人は・・・報告書の閲読や理解が容易になるよう、 書式や字体など、報告書の仕様をあらかじめ指示することが不自然とはい えない」(原判決15ページ)としている。しかしながら、補助参加人は、報告書の仕様を指示した動機について「 A氏のことがマスコミに出て迷惑をかけたから、報告書は誰が書いたか判らないようにするため書式を指定した」旨の証言をしており(補助参加人証人調書16~17ページ)、補助参加人が報告書の仕様を指示したのは、決して閲読や理解を容易にするためでは無く、さらに、 A氏のことがマスコミに出たのが平成26年7月であったこと(A氏証人調書16ページ)からするなら、本件支出9,10,11にかかる調査報告書が作成されたとされる日よりも後であることは明らかである。この矛盾を合理的に説明するには、上記支出にかかる調査報告書は、各支出当時には作成されておらず、平成27年7月からのマスコミの報道によりこれらの支出の問題性が明るみに出てから、辻褄合わせのために補助参加人の指示により(調査受託者に生活保護受給者も含まれていることからするなら、作成に必要なコンピューターも補助参加人が用意したと思われる。)急遽作成されたものであると見るしかない。

したがって、上記各支出に対応する調査が現実になされたとの証明がされていない以上、これらの支出と議員の活動との間に合理的関連性など認められる筈はなく、全額不当利得返還債務があるというべきである。

2 原判決は、「議員の任期中は、議員としての資格や責務に変わりがない 以上、時期を問わず同じように調査研究に従事できるのは当然である」と している(原判決53ページ)。

しかしながら、政務活動費の制度が認められるのは、調査研究その他の活動が議員としての資質を高め、それが議会の審議能力を強化することに繋がるからであって、議会の審議に生かすことが不可能な時点での調査研究その他の活動には、政務活動費を充てることはできないと解すべきである。

本件支出19,20,21,22,25,26,27,28の各支出は、 平成27年4月1日から同月10日までの補助参加人のパース市への視察 旅行とそれに関連する費用であるが、補助参加人の議員の任期が同月29 日であり、旅行出発時には次期には立候補しないと決めていたのであるから、この視察旅行の成果を補助参加人が議会の審議に生かすことは不可能であった。したがって、これらの支出に政務活動費を充てることは許されない。

原判決は、補助参加人が議員退任後に報告書を作成し、愛知県に提出したことをもって県政に還元されたとしている(原判決53ページ)が、政務活動費の支出を正当化する根拠にはならない。補助参加人の議員退任後の行為は、一般市民が県政に関する調査報告書を勝手に作成して県に提出したのと同様であって、費用を支払う根拠とはならないのである。

本件支出29も、仮に、平成25年3月版の政務活動費マニュアルから 祝賀会の出席に要する費用に政務活動費を充てることが許されることとな ったとしても、議会の審議に生かすことは不可能な時期における活動に対 する支出であるので、パース市への視察旅行と同様、政務活動費を充てる ことは許されない。

以上